

議案第 75 号

議決第     号

始良市職員定数条例の一部を改正する条例の件

始良市職員定数条例の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年11月28日 提出

始良市長     湯元 敏浩

始良市職員定数条例の一部を改正する条例

始良市職員定数条例（平成22年始良市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「職員」の次に「（教育委員会の所管に属する学校の職員及び学校以外の教育機関の職員を含む。）」を加え、「44人」を「78人」に改め、同条第9号中「100人」を「120人」に改め、同条第10号及び第11号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。